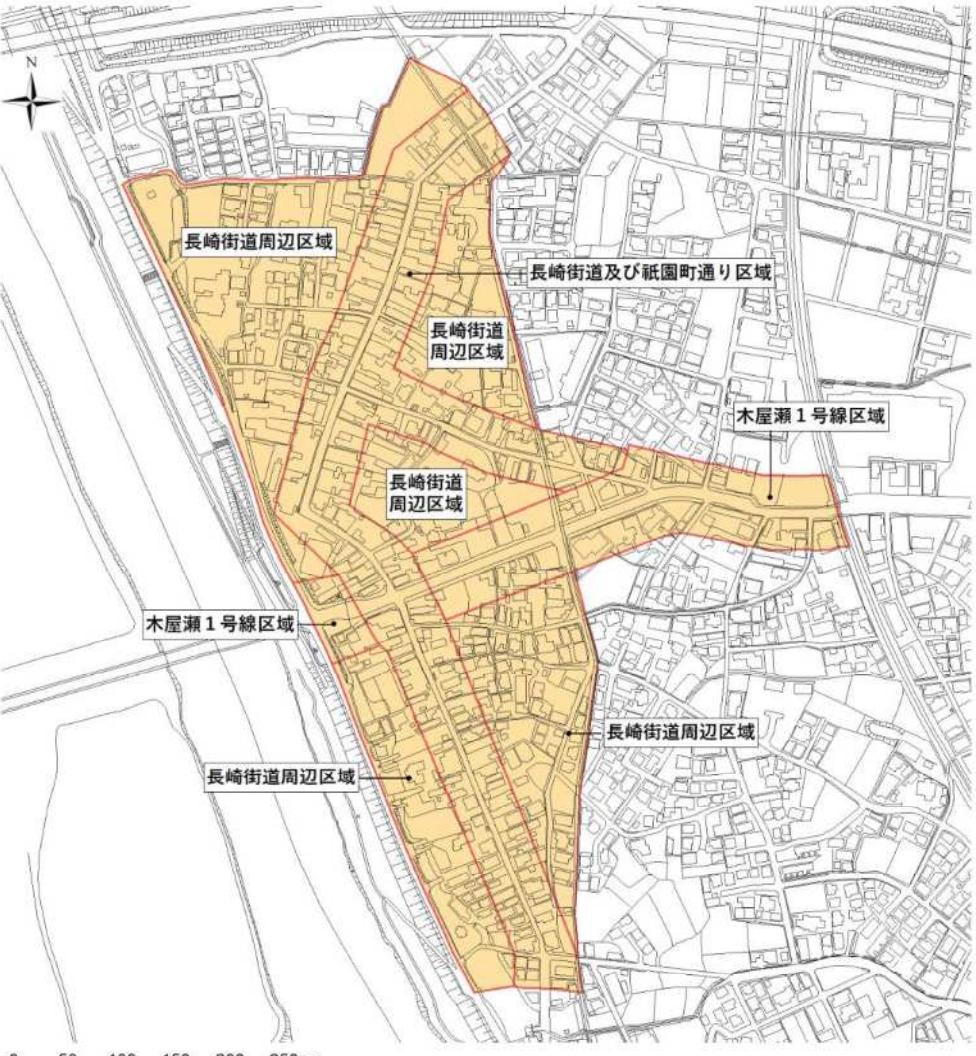


(8) 木屋瀬地区

目標	旧長崎街道の歴史と文化を伝えるまち								
方針	<ul style="list-style-type: none"> ○宿場町木屋瀬の歴史を活かしたまちなみの形成 ○歴史的情緒を活かしたまちなみの形成 ○宿場町木屋瀬を象徴する建築物を保存修景した、風格のある歴史的なまちなみの形成 								
対象区域	 <p>凡例 景観重点整備地区</p>								
届出対象行為	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象行為</th> <th>対象規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更</td> <td>規模に関わらず全て</td> </tr> <tr> <td>工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更</td> <td>建築確認申請を要するもの</td> </tr> <tr> <td>その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象行為	対象規模	建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	規模に関わらず全て	工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	建築確認申請を要するもの	その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの	
対象行為	対象規模								
建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	規模に関わらず全て								
工作物の新設、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、外観の過半にわたる色彩の変更	建築確認申請を要するもの								
その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの									

◇建築物等の形態意匠に関する行為の制限

表 3-2-(8)-ア 景観形成基準(建築物)

- ・3-1 に定める景観計画区域における景観形成基準に加え、次の基準を設けます。

項目	景観形成要素	景観形成基準
配置	配置	<input type="checkbox"/> 歴史的風致を著しく損なわないものとする。
形態	階数	<長崎街道及び祇園町通り区域> <input type="checkbox"/> 原則として、表構えは木造とし、階数は2階建て（最高高さ10メートル）以下とする。 <長崎街道周辺区域> <input type="checkbox"/> 原則として、3階建て以下とし、軒高の限度を10メートルとする。 <木屋瀬1号線区域> <input type="checkbox"/> 原則として、道路から10メートルまでの範囲は、3階建て以下とする。
	屋根	<input type="checkbox"/> 原則として、2方向以上の傾斜屋根とする。歴史的風致を著しく損なわないものとする。屋根葺き材は、桟瓦葺きを基本とし、はでなものは使用しない。
意匠	軒、庇 外壁、腰壁 開口部1階 開口部2階 戸袋、基礎	<input type="checkbox"/> 歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲のまちなみ景観に調和したものとする。
	建築設備	<input type="checkbox"/> 道路等公共の場所から見える部分に露出しない。やむを得ない場合は、歴史的風致に配慮した目隠しをする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 白、黒、灰色、濃い茶色、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。
	樋 土間(外部)	<input type="checkbox"/> 歴史的風致を著しく損なわないものとする。隣接する歴史的建造物、緑及び周囲のまちなみ景観に調和したものとする。
外構	塀・垣 門	<input type="checkbox"/> 歴史的風致を著しく損なわないものとする。伝統的作法に習い、建物本体と調和した味わいのあるものとする。
	植栽・外構	<input type="checkbox"/> 歴史的風致を形成する木竹の保存に努める。
車庫・駐車場		<長崎街道及び祇園町通り区域> <input type="checkbox"/> 用途上やむを得ず建物内に車庫を設ける場合には、原則として車庫に供する部分を主屋間口の2分の1以内とし、建具等は、伝統的様式に調和した格子等にするものとする。 <input type="checkbox"/> 原則として、建物の壁面後退は、敷地の間口の2分の1以下に限り、その前を駐車場とできるが、その前面にまちなみ壁面線に沿った門及び塀を設ける。 <input type="checkbox"/> 出入口は、板戸、格子戸等の歴史的風致に調和したものとする。 <input type="checkbox"/> 道路に対して直角駐車を原則とする。簡易な屋根付き駐車場を設置する場合は、形態及び色彩を歴史的風致と調和するものにする。

項目	景観形成要素	景観形成基準
外構	車庫・駐車場	<p>＜長崎街道周辺区域 及び 木屋瀬1号線区域＞</p> <p>□歴史的風致を著しく損なわぬものとする。</p> <p>□屋根付き駐車場は建築物の外部意匠と同様の配慮をするものとする。</p> <p>□外駐車場（駐車スペースを含む。）は、周囲を植栽及び塀で囲い車を露出させないようにし、その規模、意匠において周辺の景観に調和させる。</p> <p>＜木屋瀬1号線区域＞</p> <p>□駐車場入り口は、できるだけ1か所とし、歩道の切り下げ範囲をできるだけ少なくする。</p>

表 3-2-(8)-イ 景観形成基準(工作物)

項目	景観形成要素	景観形成基準
共通事項	位置・形態	□建築物や周辺環境と調和する位置・形態とする。
	色彩	□建築物や周辺環境と調和する色彩とする。
	材質	□材質は、汚れが目立たず、退色の少ない材料を用いるように努める。
煙突、鉄筋コンクリートの柱等	配置	□連続して設置する場合は、尾根線に沿った配置を避ける。
	緑化	□足元や敷地の周囲などの緑化に努める。
擁壁	圧迫感のない構造	□自然石の使用や化粧型枠仕上げなど、周辺との景観調和に努める。
携帯基地局アンテナ	修景	□主要な道路からできるだけ見えない位置に配置する。若しくは、外壁又は屋根と同色で着色するなど、目立たないよう努める。

※表 3-2-(8)-ア、イの基準に適合しない場合であっても、北九州市景観審議会等の意見聴取をした上、良好な景観形成に支障がないと判断されるものについては、基準外とすることができる。

魅力あるまちなみづくりのポイント

様々な工夫で、周囲と調和した
魅力的な景観を形成しましょう！



景観配慮がないまちなみは・・・No Good

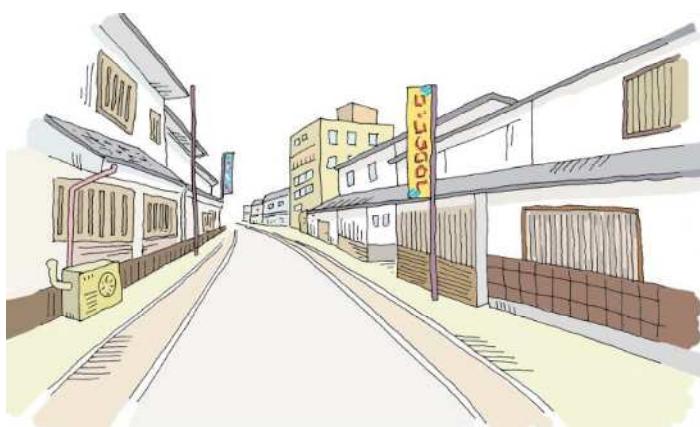


図 3-2-(8)-ウ まちなみ形成のイメージ

景観計画の運用により、建築物の形態意匠の基準や屋外広告物の基本方針に基づいた魅力あるまちなみイメージを示したもので、現状や将来的な理想像を示すものではありません。イメージであり電線類など実際とは異なります。